

令和6年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和6年3月12日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	藤田 明美	委員	岡田 義 晴
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	西岡 克之		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	係 長	江口 美和子
--------	-------	-----	--------

説明のため出席した者

総務部長	青田 浩二		
(秘書広報課)			
課 長	大山 康彦	係 長	池田 昇平
(契約管財課)			
課 長	永野 英明	係 長	山本 洋佑
(情報政策課)			
課 長	木須 紀彦	係 長	関口 直人
係 長	廣橋 慶三	主 査	塩見 大吾
(地域安全課)			
課 長	山口 聡一朗	課長補佐	荒木 啓二
係 長	入口 健太郎	係 長	永間 崇義

企画財政部長 村田 ゆかり

(政策企画課)

課 長	中村 元則	課長補佐	木戸 武志
課長補佐	松田 祐貴	係 長	山口 和樹
(財政課)			
課 長	北野 靖之	課長補佐	入江 彩子
(税務課)			
課 長	和田 弘	課長補佐	渡辺 房子
係 長	森山 哲平		

住民福祉部長 宮崎 伸之

(こども政策課)

課長 宮司 裕子
係長 山口 陽子
(住民環境課)

課長補佐 藤吉 有見
係長 尾田 光洋

課長 細田 愛二
係長 松本 雄輔
(福祉課)

課長補佐 木須 美樹

課長 川内 佳代子
係長 後藤 理子

課長補佐 森内 秀朋

健康保険部長 森川 寛子
(健康保険課)

課長 森本 陽子
課長補佐 志田 純子
係長 一瀬 奈々
(介護保険課)

課長補佐 木澤 奈津代
係長 相川 沙織

課長 村田 佳美
係長 浦川 真

参事 中村 宰子
係長 堤 圭一郎

議会議務局長 荒木 秀一
(議会議務局・監査事務局)

議事課長兼監査事務局長
福本 美也子
係長 江口 美和子

課長補佐 梶尾 和美

本日の委員会に付した案件

議案第18号 令和5年度長与町一般会計補正予算(第8号)

議案第19号 令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第20号 令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第21号 令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)

開会 9時26分

閉会 11時50分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会します。

本日は、議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）から開始します。この件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

改めましておはようございます。初めに政策企画課についてご説明申し上げます。まず、令和5年度一般会計補正予算（第8号）の予算書の7ページをお開きください。第3表地方債補正です。一番上の複合施設整備事業の限度額を4億6,120万円から4億2,740万円へ補正するものでございます。こちらは、申請していました起債の採択額に合わせて減額補正を行うものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書をお願いいたします。説明書8、9ページをお願いいたします。まず歳入でございます。14款2項1目総務費国庫補助金2節地域活性化補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、9,245万7,000円の減額でございます。補正の内容につきましては、別途参考資料として配布させていただきました一覧表にも記載しておりますが、1番目が福祉課所管となります国の物価高騰対策および総合経済対策に基づく低所得世帯支援給付金事業の決算見込みなどに伴い、減額を行うものでございます。2番目は情報政策課所管となります国の総合経済対策に基づく今後実施される予定の定額減税に伴い、必要となる個人住民税システムの改修費について増額を行うものでございます。続きまして1つ下の3節デジタル田園都市国家構想交付金のうち、2行目の地方創生交付金494万8,000円の減額が政策企画課所管分となります。補正の内容につきましては、本交付金を充当しています事業の実績などに基づく減額となっております。まず1つ目が産業振興課所管の事業拡充促進事業で今年度事業の活用実績がなかったことに伴い行う減額、こちらが100万円となります。2つ目が健康保険課所管の健康ポイント事業で国庫補助金が不採択となったことに伴う減額、こちらが残りの394万8,000円となっております。続きまして10、11ページをお願いいたします。15款2項1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金は、先ほどの地方創生交付金と同様に産業振興課所管の事業拡充促進事業に充当している歳入でございまして、事業の活用実績がなかったため減額となっております。続きまして14、15ページをお願いいたします。17款1項9目企業版ふるさと納税寄附金1節企業版ふるさと納税寄附金は、新図書館等複合施設整備事業として16社、350万円をご寄付いただいたものでございます。続きまして16、17ページをお願いいたします。21款1項1目総務債1節総務管理事業債のうち、複合施設整備事業充当起債3,380万円の減額が政策企画課所管分です。申請していました起債の採択額に合わせて減額補正を行うものでございます。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。歳出でございます。2款1項13目図書館・健康センター複合施設整備費は、起債の採択額に合わせて財源組替を行うものでございます。補正額の財源内訳のその他は、企業版ふるさと納税寄附金350万円を充てるものでございます。以上が政策企画課所管分です。よろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

企画財政部の今、政策企画課の説明が終わりました。次に、財政課の方から説明をお願いします。

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

よろしくお願い致します。引き続き、財政課所管分につきまして説明いたします。まず歳入でございます。説明書の6、7ページをお願いします。真ん中下、6款1項1目法人事業税交付金は財政課所管分です。1月時点での収入済額により増額計上しております。その下、9款1項1目地方特例交付金は所管分です。決算見込額により増額計上しております。次に10款1項1目1節普通交付税は所管分です。国の再算定による決定額に基づき増額計上しております。普通交付税の令和5年度の総額は、およそ26億6,000万円でございます。12、13ページをお願いします。一番下、16款1項2目利子及び配当金のうち、上2つの財政調整基金運用収入と減債基金運用収入が財政課の所管でございます。次の14、15ページをお願いします。中段の18款2項1目財政調整基金繰入金は所管分です。今回の補正予算に係る財源の調整でございます。次の19款1項1目繰越金でございますが、令和4年度からの純繰越金の予算未計上分を計上しております。一番下、20款5項1目雑入の3番目、長崎県市町村振興協会市町村配分金は所管分です。ハロウィンジャンボ宝くじの配分金で、額の確定による増額計上でございます。

続きまして、歳出でございます。20、21ページをお願いします。2款1項3目財政管理費12節委託料、公会計整備業務委託料は所管分です。額の確定に伴い減額しております。2つ下、2款1項6目財政調整基金費は所管分です。財政調整基金積立金は運用収入の積み立て、減債基金積立金は運用収入の積み立てと普通交付税の再算定に伴います臨時財政対策債償還基金費の積み立てでございます。続きまして、28、29ページをお願いします。下から2つ目、4款3項1目下水道処理費18節、下水道施設事業費負担金の補正額マイナス3,765万円のうち、財政課所管分はマイナス50万円でございます。令和5年度の事業確定に伴う減額でございます。最後に42、43ページをお願いします。一番下、13款1項1目24節の土地開発基金積立金は所管分です。基金の運用収入と新図書館等複合施設建設用地の土地貸付収入の増額を積み立てるものでございます。以上が財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○委員長（金子恵委員）

引き続き、税務課の説明をお願いします。

和田課長。

○税務課長（和田弘君）

許しを受けましたので、税務課所管分をご説明いたします。説明書の6、7ページをお開きください。1款1項1目1節、個人住民税の現年度課税分でございます。決算見込額の増加分1,700万円を計上しています。1款1項2目1節、法人町民税の現年課税分でございます。決算見込額の減少分500万円を計上しています。1款3項1目1節、軽自動車税環境性能割の現年課税分でございます。決算見込額の減少分70万円を計上しています。1款3項2目1節、軽自動車税種別割の現年課税分でございます。決算見込額の増加分700万円を計上しています。1款6項1目1節、入湯税の現年課税分でございます。決算見込額により12万6,000円減額しています。

次に、歳出でございます。説明書の22、23ページをお開きください。2款2項2目12節委託料でございます。評価替えに伴う固定資産（土地）評価業務委託料と下落修正に伴う固定資産（土地）評価業務委託料は、額の確定に伴いそれぞれ減額しています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。まず歳入の方です。企画財政部全体で進めてまいりますので、歳入の6ページから始めていきたいと思えます。地方債補正の分も合わせて結構ですので、まず6ページから、こちらの方で質疑はありますか。税務課と財政の分が全てですけど、よろしいですか。では次行きます。8、9ページ、これは地方創生交付金などがあっています。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

9ページで、マイナポイント事業費補助金の減額なんですが、多分このところで、私の聞き間違いでなければ不採択、要するに補助にのれなかったということだと思えます。本町ですとこれはやってきた事業で、これが不採択になったというのはどういった理由からなのか、この辺りいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

確認ですけれども、ご質問につきましては14款2項3節の地方創生交付金についてのご質問ということでよろしいでしょうか。地方創生交付金に関して先ほど国費の不採択があったということで説明させていただきましたけれども、充当事業につきましてはご説明申し上げたとおり、健康保険課所管の健康ポイント事業となっております。こちらにつきましては地方創生推進交付金という国の補助金を活用しておりますが、この補

助金自体はおおむね3年とか5年とかそういったスパンでずっと計画の見直しを行って、その都度国から採択を受ける、受けられないという判断を一定されるというような制度になっております。この健康ポイント事業につきましては長与町単独の計画ではなくて、長崎県が主体となって作成している補助金を頂くための計画になるんですけども、長与町のこの事業がどうというところでは必ずしも原因ではなくて、県内全体で作っている計画書の内容について国の方から採択を受けることができずに、その関係で長与町の健康ポイント事業についても国費を得られることができなかつたというようなところになっています。すみません、ちょっとややこしい内容にはなってるんですけども、県が作っている計画、その中に長与町もひも付いて健康ポイント事業に国費を活用していた。ただ県が作っている計画自体が国の採択を受けることができなかつたので、長与町自体も国費を受けることができなかつたと、ちょっとそういうふうな経緯になっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

状況は理解いたしました。今度、実施の方はまた所管が違うので非常に質問しにくいんですが、影響が出るか出ないかだけでもお伺いできればなと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

今回予定していた国費が不採択になったという点については、歳入所管の政策企画課と事業の実施課である健康保険課と協議しておりまして、当面は今ある国費以外の財源を活用しながら、歳出の方も工夫しつつ、できる限り事業は進めていきたいということで話は聞いておりますので、今年度につきましては今ある予算の限りで事業は実施されているということで聞いております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次進みます。10、11ページ、こちらで質疑はありませんか。よろしいですか。戻っても構いませんので進めます。12、13ページ、これは財政課分があります。では次です。14、15ページ、これは上段のふるさと納税分から財政課の分が含まれています。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

17款1項9目、企業版ふるさと納税の歳入についてですが、先ほどのご説明で新図書館整備関連の方に16社ですかね、ということでしたけど、すみません、ちょっと以前からご説明なさっているところかもしれないんですけど、ちょっと記憶が定かじゃないので伺いたいんですが、これを見ると企業版ふるさと納税の募集のページで、図書館

以外も幾つか、グリーンツーリズムとかありますけど、これは寄付なざる企業が図書館にという指定をされてするものなんですか。寄付の仕方といいましょうか、制度をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

企業版ふるさと納税の寄付金の活用事業の決め方といいますか、そういったところのご質問でございますけれども、一応町としましてはおおむね、先ほどのご案内いただいたグリーンツーリズムとかも含めて、長与町における地方創生に資する事業ということで寄付金の活用というのが限定されておりますので、その辺りホームページで掲載させていただいておりますように、こんな分野、あんな分野ありますよということをご案内させていただきながら、寄付を頂く企業によってはぜひこういう分野で活用してほしいという申し出を頂くこともありますし、また町の方で細かい用途については検討くださいというようなご案内いただきまして、こちらの方からこういった事業に活用させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうかとご提案させていただくこともあります。それは相手といいますか、企業によって対応はまちまちにはなってまいりますけれども、一応そういった形で活用事業を決めております。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

令和5年度につきましては複合施設の建設以外でも、子育て支援に2社310万円、それから部活動地域移行に1社200万円という寄付を頂いている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

使い道は歳出の方になるんでしょうけども、さっきの歳入のご説明だと、新図書館に限定した分が350万円ということなんですかね。この350万円は他の用途には使われないんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

今回計上させていただきました350万円につきましては、政策企画課が歳出の所管もしております複合施設整備に充当しているということで、今回こういった形で上げさせていただいております。で、今課長の方からも先ほど説明がありました子育て分野とあと部活動の地域移行の分野は、それぞれのまた歳出の所管課でありますことも政策課なり、学校教育課の方で、もう既に必要に応じて予算の計上はなされております。予算

書になりますけれども、今回の補正額としては350万円になりますけれども、ページとすれば14ページ側ですね、既定額、補正額、合計額とありますけれども、今回の補正額は350万円ですが、この他の課で既に510万円予算計上がなされておりまして、年間の寄附額のトータルとしては今回予算上860万円となっているような状況です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確かスポーツ関連に使うふるさと納税の補正というのは12月にあった記憶もあるんですけど、これは時期がずれるのは何かあるんですかね。今回、企画課の方で前回は教育委員会となるのは、もしあればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

すみません、予算の計上の仕方ですとちょっとややこしいところになっておりまして、申し訳ございません。基本的には当然事業として歳出、お金をちょっと支出しないといけない、予算の裏付けがないといけないという段階で、予算は計上するような形になるかと思えます。今年度の子育て分野と、あとご案内ありました部活動のついでという教育の分野ですね、それぞれはそもそも寄付金を受けて、また新たに事業を構築するということがありましたので、12月補正なりというタイミングで上げさせていただいて、そこから事業スタート。今回の複合施設整備につきましては、もともと当初予算といたしますか、予算化をしている中で、その中で寄付を頂いた分を、すみません、年間どれくらい寄付が集まるかっていうのもある程度この決算見込みの時期でないと分からない部分もありますので、今回この複合施設の分については歳出予算を確保しておりましたので、それに対して寄付を頂いたお金をこの3月議会で財源組替という形で見せさせていただいているというような形になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

15ページの20款諸収入の雑入で、長崎県市町村振興協会の市町村配分金というので、額ではなくてその配分についてですね、13市4郡8町ということですが、配分率というのは大体どういうふうが決まっているのかちょっと参考までに教えてください。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

ハロウィンジャンボ宝くじの配分金の話ですけども、各市町におきまして均等割で

30%、人口割で70%という割合で配分されております。以上です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次進みます。16、17ページ、一番上段の方にあります。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

17ページの総務管理事業債。私の理解の仕方がちょっとよく分かってないのかもしれないんですけども、複合施設を整備するためにもっとはこれだけの起債を充てようというふうに計画していたのが、減額ということになったのかなというんですかね。これは何か理由というか、その辺り感覚的にはこれから必要で準備しとかなないといけないのかなと思うんですが、その辺りがちょっと分からないので教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

複合施設整備事業充当起債ですけれども、今回事業費として予定していた額については歳出額の予算補正はございませんで、予定どおり執行する予定となっておりますけれども、この財源として予定しておりました当該起債については、借入先である市町村振興協会の方から借り入れが可能な上限額が示されまして、それが希望額の満額に達しておりませんでした。その差額が3,380万円になるんですけれども、この額については他の民間の金融機関とかそういったところから借り入れるという方法もあるんですけれども、その場合利息が高くなったりということもありまして、今年度の決算の見込みから一般財源等でも賄えるという見通しでありましたので、今回起債額を減額しまして、一般財源等で賄うというふうな財源組替を行うというものになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次、歳出の方に入ります。歳出の20、21ページ、ここから始めたいと思いますが、質疑はありませんか。2款1項6目辺りです。財政課の分です。よろしいですか。それでは、22、23ページ、質疑はありませんか。では次、28、29ページ。こちらが4款3項1目です。ないようでしたら、42、43ページ、一番下段です。土地開発基金積立金です。それでは歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画財政部の質疑を終了いたします。ありがとうございます。お疲れさまでした。

場内の時計で10時5分まで休憩します。

（休憩 9時56分～10時02分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより総務部の審査に入っていきたいと思います。まず、契約管財課から説明をお願いします。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）契約管財課所管分につきましてご説明申し上げます。今回の補正につきましては歳出1件でございます、不用額の減額補正でございます。それでは、補正予算に関する説明書の20、21ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費18節負担金、補助及び交付金でございます。長与町公共施設等管理公社補助金423万5,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、管理公社の令和4年度決算における繰越額相当分を令和5年度補助金から減額するものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に地域安全課。

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

それでは地域安全課所管分につきましてご説明させていただきます。まず歳入でございますが、説明書の8、9ページをお開き願います。14款1項3目1節災害救助費負担金の災害救助費繰替支弁金（過年度分）は、令和4年9月に発生しました台風14号が災害が発生する恐れがある場合における災害救助法の適用があったことによりまして、避難所の設置に係る対象経費が示されたものでございます。次のページをお開き願います。14款2項4目3節市街地整備総合交付金の3行目、地域防災施設整備事業費交付金につきましては、高田南土地区画整理事業地内の耐震性貯水槽に係る交付金で、額の確定によるものでございます。12、13ページをお開き願います。15款3項1目1節総務管理費委託金の市町村権限移譲等交付金（全世帯配布）は6,000円の増額でございます。こちらは、市町村権限移譲等交付金の額の確定によるものでございます。16款1項2目1節利子及び配当金の上から3行目、ふるさとづくり基金運用収入は1,000円の増額でございます。こちらも額の確定によるものとなっております。次のページをお開き願います。18款2項3目1節防災基金繰入金は37万1,000円の減額で、新規の自主防災組織の設立がなかったことにより減額するものでございます。次のページをお開き願います。21款1項1目1節総務管理事業債の2行目、長与町ふれあいセンター整備事業充当起債につきましては、ふれあいセンター体育館のLED化に伴う起債で、実績見込みに伴う減額となっております。その下の3目5節市街地整備総合交付金事業債の3行目、地域防災施設整備事業充当起債につきましては、高田南土地区画整

理事業地内の耐震性貯水槽に係ります起債で、額の確定によるものでございます。4目1節消防施設整備事業債の消防格納庫建設事業充当起債と防災行政無線難聴対策化事業充当起債につきましても、額の確定に伴う減額となっております。

続きまして歳出でございますが、20、21ページをお開き願います。2款1項7目交通安全対策費は全て所管分となっております、7節報償費の交通指導員報償につきましてもは当初4名の増員を目指しておりましたが、1名の増員にとどまったため3名分を減額するものでございます。10節需用費の電気使用料につきましては、当初の想定よりも電気料金に対する国の補助が多かったことによりまして減額するもの。18節負担金、補助及び交付金の交通安全指導員設置負担金につきましては、額の確定に伴う減額でございます。次のページをお開き願います。2款1項10目7節報償費の自治会長報償費は額の確定に伴う減額、その下18節負担金、補助及び交付金の自治会長研修補助金と自治会振興補助金は支出額の確定によるもの、地域振興補助金は実績見込みに伴う減額となっております。24節積立金のふるさとづくり基金積立金は、ふるさと長与応援寄附金のうち所管分の地域の活性化を推進する力を応援する事業に対する寄附金の一部を、ふるさとづくり基金積立金に積み立てるものでございます。11目長与町ふれあいセンター管理費1節報酬、3節職員手当等、4節共済費につきましては、館長職に再任用職員が配置されたことによりまして、会計年度任用職員に係る不用額を減額するものでございます。次の12目長与南交流センター管理費につきましても、同様の理由によりまして会計年度任用職員に係る不用額を減額するものでございます。次に、36、37ページをお開き願います。9款1項1目1節報酬の消防団員報酬は、額の確定による減額。18節負担金、補助及び交付金の広域消防事業負担金は、令和4年度の過不足調整分で人件費の増額によるものでございます。2目12節委託料の格納庫建設設計監理業務委託料、14節工事請負費の防火水槽建設工事費、次の消防格納庫建設工事費につきましては、いずれも額の確定に伴う減額となっております。4目防災対策費10節需用費、12節委託料、17節備品購入費につきましては、新規の自主防災組織の設立がなかったことによりまして減額するもの。14節工事請負費の防災行政無線屋外子局建設につきましてもは、額の確定に伴います減額でございます。以上が今回補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、秘書広報課、説明をお願いします。

大山課長。

○秘書広報課長（大山康彦君）

それでは秘書広報課所管分につきまして説明させていただきます。全て歳出の減額分となっております。予算に関する説明書の20、21ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費3節職員手当等におきまして、会計年度任用職員期末手当38万4,000円の減額、同じく4節共済費におきまして、会計年度任用職員社会保険料36万

9,000円の減額を行っております。いずれも実績に伴う減額となっております。続きまして、8節旅費の普通旅費30万円を減額、また12節委託料の公用車運転・点検業務委託料15万円を減額しております。こちらにつきましても実績に伴う減額となっております。最後に、2目文書広報費10節需用費の印刷製本費40万円を減額しております。こちらは、広報ながよの印刷製本に係る不用見込額を減額しております。以上で秘書広報課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

では次に情報政策課の説明をお願いします。

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

それでは情報政策課所管分についてご説明申し上げます。まず歳入でございます。予算に関する説明書の8、9ページをお開き願います。14款2項1目総務費国庫補助金のうち、1節総務管理費補助金中、マイナポイント事業費補助金および3節デジタル田園都市国家構想交付金中、デジタル実装交付金を決算見込みによりそれぞれ減額いたしております。

続きまして歳出でございます。20、21ページをお開き願います。2款1項9目電子計算費でございます。12節委託料のうち、電算システム運用開発委託料44万円を計上いたしております。これは令和6年度に予定されております定額減税に伴う個人住民税システム改修業務委託料でございます。併せまして、議案になりますが、議案の6ページ、お願いいたします。議案6ページの第2表繰越明許費補正において、個人住民税システム改修事業といたしまして、同額を限度額として設定させていただいております。なお本事業には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当される予定となっております。説明書の方に戻ります。20、21ページでございます。13節使用料及び賃借料のうち、電子計算機及び周辺機器等リース料、情報化推進技術使用料、ファイル伝送システム使用料、次のページになりますけれども、引き続き18節負担金、補助及び交付金のうち、LINE機能共同化事業負担金は、いずれも決算見込みに伴う減額補正となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

総務部の説明が終わりました。これより質疑を行います。まず、歳入から始めたいと思います。8、9ページ、ここから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。いいですか。戻っても構いませんので、進めていきます。次の10、11ページ、これは上段の方の地域防災の分がありますね。それでは12、13ページ。次、14、15ページ。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

15ページ、18款繰入金1節土地地区画整理事業特別会計繰入金、聞き違いか減額って聞こえたんですね。これ聞き違いですよね。すみません、聞き間違いです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次、16、17ページ、質疑はありませんか。歳入全般、ページ数を言っていていただいて質疑を受けますが、歳入で質疑はありませんか。よろしいですか。進みます。それでは歳出にいきます。20、21ページ、これは中段辺りに秘書広報課の分、下段の方に地域安全課と情報政策課の分が入っております。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

電子計算費のところちょっとお伺いしたいんですが、電算システム運用開発委託料で説明の中で令和6年度の減税の分に対応するものだということでしたが、これ結構全国的に大規模なものかなと思ってたんですが、この委託料の額としてこんなもので済むのかなというのが正直思うのですが、一つ、これでやっていけるのかということをお伺いします。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

委員がおっしゃるように定額減税のイメージというのが、例えばその他の給付金を支給するとかっていう話もあろうかと思えますけれども、今回計上させていただいているのは、定額減税を税務課の方がする、ある意味準備段階と申しますか、そういう基本的な税の定額減税というふうなことに対しての基幹システムによる改修業務というふうな内容でございます。少し具体的に申し上げますと、業務内容として3つございまして、まず令和6年度分の個人住民税について、所得割から定額減税を考慮した税額計算、あと日割り計算への対応、2つ目として、画面や通知書、証明書等の帳票、ほか業務連携や外部連携について定額減税、税額控除の追加、これへの対応、そして最後としてデータ標準レイアウト、特定個人情報番号こういうものがありますけれども、こちらの改版への対応と、この3点のみを実際行うというふうな内容となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

2款1項7目交通安全対策費の説明の中で、交通指導員の報償が4名が1名になったということと、あとその18節での交通安全指導員設置負担金も減額という結果になっている。この辺はなぜ少ないかという原因は何かっていうのをちょっと教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

交通指導員の方は、令和5年度当初16名がいらっしゃいまして、定数が30名ということもございまして、20名を目指して予算をお願いしておりました。その中で1年間を通して1名の増員はできましたけれども、なかなか20名という目標は達成できなかったのが現状でございます。また負担金については、県の方の負担金の確定によりますものでございます。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

また同じところで、電気使用料が国の補助が多く出て減額と。結構大きい額が少なくなってるんですけども、これ国からの補助というのがどういう、なぜ多くなったか、どういう国は考えでこういう補助金を出してるのか、何かもう少しうちの方で使えなかったのかなっていうのがちょっと少しあるんですけども。

○委員長（金子恵委員）

永間係長。

○係長（永間崇義君）

差額が大きく出た分に関しましては、予算計上する際に毎年今電気使用料というのが増額傾向にありまして、それを見越しまして予算計上時は増額で計上していたんですけども、その後、その時まで国の補助が入るってところまでは把握ができておりませんで、その後に国の補助金が入ることが分かりまして、それで大きな差が出てるところでございまして、その増額傾向にあるというところで国の方も補助が入ることになって、それに伴って大きく差額が出たというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

先ほどの電気使用料につきまして、防犯灯の電気代として見込んでいたものですが、国の補助が思ったよりも入ったことで、減額させていただくことになりました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ交通安全対策費の交通指導員のところですけど、先ほどのご説明だと目標は20名だったけれども、定数は30名とおっしゃいましたかね、そうすると今、本来は30名いるのが望ましいということで間違いはないですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

はい。定数30名でございますので、30名いるのが望ましいというふうに考えておりますけれども、現状としまして担い手がなかなかいらっしやらないということも含めまして、担い手の確保に向けましてさまざまな取り組みを今行っているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

なかなか手の方は少なく大変だと思うんですけども、現状は言ってみれば定数の半分ぐらいですよ。これは大体交通指導員の方っていうのはお住まいの近くに立たれるというかされると思うんですけど、特に例えばこの学校区とか通学区が少ない所とかあるんでしょうか。それともある程度平均的なのか、ちょっと傾向があればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

小学校区によって確かにばらつきがございます。洗切小学校区におきましては特に少ないと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次進みます。22、23ページ、情報と地域の分があります。

西田委員。

○委員（西田健委員）

2款1項10目地域振興費なんですけども、18節で自治会長研修補助金、自治会振興補助金、地域振興補助金と、いずれも減額。なぜかっていうのをお聞きしたいんですけども。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

まず18節負担金、補助及び交付金の中の減額理由としまして、自治会長研修補助金、また自治会振興補助金、こちらの方については実績に基づいての減額となっております。また地域振興補助金につきましては、こちらは地区コミュニティへの補助金になっておりますが、今年度は長与中央地区コミュニティの運営協議会の方が活動を一時停止しておりますので、その分の1地区の90万円が減額というふうになっております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

今、中央地区コミュニティがお休みをしてると。この辺は町として何か動いてるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

昨年5月に中央地区が解散したいという申し出がございまして、いったん、地域安全課の方でお預かりしてる状況でございます。その後、中央地区の自治会長を中心となつて、中央地区の自治会8名に集まっていたございまして、その後協議を重ねてまいりました。昨日も会議を行って、令和6年度から再開をする見通しとなっております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

もう一回、令和6年度に再開するというのでいいんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

はい、令和6年度から再開する見通しとなっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ地域振興費の24節積立金なんですけど、ふるさとづくり基金積立金ですけども、ふるさと納税で入ったお金ということでしたかね。そうすると、ふるさとづくりに指定して寄付されたものなのか、町長おまかせとか何かそういういろいろ使えるものの中から、あえて今回こちらに積み立てたのか、もしあればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ふるさと長与応援寄附金のうち、各種メニューがございましてけれども、地域の活性化を推進する力を応援する事業ということで指定がある寄附金でございます。こちらの方が地域安全課が所管しておりますふるさとづくり基金積立金の方になっておりますので、現状といたしましてはさまざまな該当する事業の方に充当しておりますけれども、同じような趣旨で今後活用していきたいという思いで、積み立てをさせていただきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この基金をちょっとさかのぼってみましたら、昨年度とか一昨年度は3,000円ぐらいの積み立てだけだったんですけど、その頃はこのふるさと納税の目的として、今おっしゃった地域活性化というメニューがなかったんですかね。それともあって、積み立てに至らなかったのかちょっとご説明いただければ。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらの応援寄附金につきましては、趣旨に該当する事業の方に直接充当しているのが現状でございます。今年度につきましては、現在のところ6,400万円程度のこのメニューに関する寄附の予定がございますので、充当した後に、残った部分というか活用したい部分について積み立てを行わせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

結構額があるんですね。この基金について、長与町ふるさとづくり基金条例とその活用に関する要綱っていうのをちょっと見させていただいたんですが、まずは町が主体として推進するふるさとづくり推進事業、その他にもいわゆる補助金とかで使えるようにしたけれども、おととい開かれた長与シーサイドマルシェが多分市町村振興協会助成金が減るせいだったと思うんですけど、これまで100万円町から補助金が出ていたのが、6年度の予算で75万円なんですよ。これって、この基金の対象になる事業なんでしょうかね。シーサイドマルシェは産業振興課ですけども、その基金の使い道としてこういったものに充てられないのか、ちょっと伺えれば。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

この基金につきましては、ふるさとづくり推進事業のための経費でございますので、趣旨としては合致をするのかなというふうに考えております。先ほどおっしゃられた要綱の部分については、利息の部分を運用する要綱でございますので、そちらとは1回切り離していただいた方がいいかなと思いますけども、本体の部分の基金につきましては詳しい定めがあるということではなくて、ふるさとづくり推進事業のための経費というふうに記載がございますので、そういった趣旨からすると活用できる見込みがあるのかなというふうに考えています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次行きます。36、37ページ、9款消防費です。ここが所

管ですが、いいですか。質疑はありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで総務部の質疑を終了します。皆さまお疲れさまでした。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは、これより住民福祉部の審査の方に入りたいと思います。まず住民環境課より説明をお願いします。

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

それでは住民環境課所管分につきまして、補正予算に関する説明書により説明させていただきます。まず今回の補正は、戸籍の振り仮名法制化に伴うものと実績見込みに伴う減額計上が主なものとなっております。まず歳入でございます。説明書の8、9ページをお開き願います。14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金の社会保障・税番号システム改修費補助金は、歳出予算に計上しております戸籍総合システム改修業務に対する国庫補助でございます。次の個人番号カード交付事務費補助金は、対象経費の実績見込みに伴う増額計上でございます。続きまして、3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金と、次のページに移りまして、下段の15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金につきましては、合併浄化槽の設置に係る補助金でございますが、補助金の利用がなかったため国費および県費について減額するものでございます。次のページをお願いします。中段の3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、権限移譲等交付金の額の確定に伴う減額。2つ下になります3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金のうち1番目と2番目の墓地と公売の分につきましては、権限移譲等交付金の額の確定に伴う増額補正でございます。次の14、15ページに移りまして、一番下になります20款5項1目雑入1節雑入の2番目、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金、こちらは施設組合令和4年度決算の確定に伴う返還金でございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。説明書の22、23ページをお開き願います。一番下になります。2款3項1目戸籍住民基本台帳費11節役務費は、個人番号カードの交付等に関する通信運搬費の実績見込みによる減額でございます。次のページに移りまして、12節委託料の1番目、戸籍総合システム改修業務委託料、こちらは振り仮名法制化に伴いまして戸籍附票システムの改修が必要となることから、改修業務に係る委託料を計上するものでございます。またその下のマイナポイント支援業務委託料、こちらは事業完了に伴う減額でございます。その下の13節使用料及び賃借料は、個人番号カード交付予約管理システム利用月数の実績による減額でございます。続きま

して28、29ページをお願いします。4款1項5目環境衛生費18節負担金、補助及び交付金は、歳入で申しあげました合併浄化槽設置に係る補助金申請がなかったため減額するものでございます。次の2項1目清掃総務費12節委託料は事業完了に伴う減額、その下の2目ごみ処理費11節役務費は不用額の減額計上でございます。以上が歳出でございます。

続きまして、予算書の方をご覧いただきたいと思います。予算書の6ページをお願いします。第2表繰越明許費補正でございますが、2番目の2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システム改修事業が住民環境課分でございます。戸籍の振り仮名法制化に伴います各種システムの改修につきまして、年度内に完了しない見込みであるため次年度で繰り越しをお願いするものでございます。以上が、住民環境課分の補正予算（第8号）に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、福祉課の説明をお願いします。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

それでは福祉課所管分につきましてご説明させていただきます。説明書の12、13ページをお開きください。歳入でございます。15款3項2目1節社会福祉費委託金の市町村権限移譲等交付金（障害）が、額の確定に伴いました増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。説明書の24、25ページをお開きください。3款1項1目18節負担金、補助及び交付金の長与町民生委員児童委員協議会運営補助金および地域福祉ボランティア助成金につきましては、決算見込みにより減額計上しております。また、長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、人事院勧告による人件費の増額および福祉バスに係る費用分につきまして増額をお願いするものでございます。その下、24節積立金の地域福祉ボランティア基金積立金が、ふるさと長与応援寄附金からの基金積立分でございます。2目障害者福祉費、財源組替につきましては、先ほど歳入でご説明申しあげました福祉課所管の権限移譲の額の確定に伴うものでございます。6目低所得世帯支援給付金事業費につきましては、昨年7月から支給を行ってございました3万円の給付金事業に係る費用につきまして、昨年12月に申請等も終了しまして決算額が見込めましたので、減額で補正をお願いしているものでございます。次のページ、26、27ページをお願いいたします。3款3項1目22節償還金、利子及び割引料の過年度在宅福祉事業費補助金県費返還金は、令和4年度の老人クラブ連合会への補助金につきまして、事業確定に伴う返還金でございます。以上が今回補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、こども政策課より説明をお願いします。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こども政策課所管につきましてご説明させていただきます。今回の補正は、実績見込みに伴う減額補正でございます。それでは、説明書の8、9ページをお開きください。

14款1項1目3節児童手当負担金は、児童手当の歳出減額に伴う国費の減額でございます。10、11ページをお開きください。15款1項1目3節児童手当負担金、こちらが児童手当歳出減額に伴う県費の減額でございます。

次に歳出です。24、25ページをお開きください。3款2項1目は全てこども政策課所管です。18節負担金、補助及び交付金と次のページの19節扶助費につきましては、決算見込額に合わせて減額しております。4款1項2目12節の予防接種委託料と、次のページの19節の予防接種助成費と3目12節の健康診査委託料、18節の出産・子育て応援給付金、19節の養育医療費につきましては、どちらも実績見込みに合わせて減額しております。次に予算書の6ページをお開きください。繰越明許費補正の3行目、3款2項の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託ですが、今年度予定の計画策定に係るニーズ調査につきまして、現在調査票を郵送し回収を行っているところでございます。全額繰り越しを行い、来年度ニーズ調査結果の取りまとめ、量の見込みおよび方策等の調整を行い、事業計画策定を行っていく予定でございます。こども政策課からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。まず、歳入の方から入っていきたいと思います。住民福祉部全般で進めてまいりますので、まず8、9ページ、ここから質疑をお願いしたいと思います。質疑はありませんか。それでは、10、11ページ。よろしいですか。戻っても構いませんので進めます。次、12、13、14、15ページ、質疑はありませんか。よろしいですか。それでは歳出の方に入ります。22、23ページ。こちらで質疑はありませんか、下段の方から、次のページ24、25ページまでずっとかかってくるが、25ページまでで質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

25ページの3款1項6目の一番下のところに、低所得世帯支援給付金の減額補正なんですけど、低所得者向けの3万円の給付の執行残というか減額になっているんですけど、これまでのこうした低所得者向けの取り組み等やってきて、大まかにこのくらいの人数とこのくらいの予算というのがあらかたつかんでいたものだと思うんですけどね。かなりの減額となっているので、ちょっとこの理由、本来もらえる人が申請できなかったというようなことがあるのか、その辺りちょっと詳しい状況を分かる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

3款1項6目低所得世帯支援給付金の18節負担金、補助及び交付金の件だと思えますが、まず6月の補正の段階で4,206世帯ということで、予算の方を計上させていただきまして、その中で今回12月までに申請があった分が3,655世帯というふうになっております。これにつきましては6月1日時点での世帯等に確認書等を送りまして、世帯の方からもらう場合は確認書の提出、拒否される場合も「もらいません」というような返答を頂いているところでございまして、確認書を送付してる分につきましては、申請がないというものはほぼなかったとは思っているところでございますが、ただ、やはり全部が100%戻ってきているというところではありませんで、ご自分で必要ないっていう方につきましては出されてない方もいらっしゃるのかなと思っているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

福祉課の25ページの3款1項1目18節の社協の運営補助金の説明が、先ほど福祉バス関連のというご説明だったと思うんですけども、具体的にどういうあれですかね。この前から同僚議員の一般質問等で福祉バスについてなかなか難しいかなってような、社協も考えたり、廃止を考えたり、いろいろちょっと大変そうだったんですけど。これは整備とかメンテナンスなのか、一般質問の時にメンテナンス料や修繕費を町が負担できないかみたいな調整をしているという話だったかなと思んですが。そういったものなのか。もし用途がより分かればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

福祉バスの維持費につきましては、全体の79万3,056円を予算立てしております。この分につきましては、福祉バスの維持費、自動車税、任意保険料、自賠責保険、それから空気清浄機の方を入れております。あと、メンテナンスリースとタイヤ交換、あとランプの修理等の修繕費、こちらの方も入って79万3,056円、それからそれと別に、長与町役場を経由して福祉バスを利用した場合の燃料費、こちらの方が16万8,328円ということで、要求が来ておりますので、こちらを補助ということで予算をお願いしているところです。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すみません、存じ上げないのであれなんです、今おっしゃったようなメンテナンスとかにかかる費用はこれまでも町が負担していたものなんでしょうか。それとも今回今の状況などを受けて新たにしたものなのか、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

これまでは、社協の方でこちらの方は負担いただいております、今回福祉バスの継続、マイクロバスの継続の方をお願いした時に、こちらの維持費がかかるからっていうことだったので、町といたしまして、補助、支援をさせていただいているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次進みます。26、27ページ、これは老人福祉総務費が入ってますね。では次28、29ページ、質疑はありませんか。それでは、歳入歳出いづれでも結構です。それから、予算書の方の繰越明許費の分も出ておりますけれども、こちらの方で質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すみません。こども政策課の所管の28、29ページの4款1項3目18節、出産・子育て応援給付金の減額ですけれども、当初とか調べれば分かるのかもしれないんですけど、もともとどのぐらいの出生数、この給付の見込みがあって、それに対して実際に何件ぐらいが給付されたのか。もし分かれば、あと去年の出生数っていうんですね、それも分かればちょっと内訳といいましょうか、それをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

当初予算の段階では、1人につき妊娠時に5万円、出産後に5万円ということで、合計10万円、これの360人分ということで、3,600万円の計上をさせていただいたところです。で、実績の方ですね、令和5年度の実績が、今が出産応援妊娠時の給付293件、子育て応援産後の方の実績が241件、合計534件掛けるの5万円の執行状況となっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の質疑の1つ上のところの健康診査委託料ですね、約1,000万円ほどの減額ということになってますので、当初役場の方で見込んでいた人数と差が出たのかなと思うんですが、どのくらい差が出たのかということと、何か理由があったのかその辺りはいか

がでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらの健康診査委託料ですけれども、一番大きな理由っていうのが、妊婦健康診査委託料ですね、こちらが年の当初の予算として350人ということで予算を立てておりましたが、実際が、今、年の見込みとして250人ということになっております。こちらが100人当初の予算よりも少ないっていうのの見込みが一番大きな理由となっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。当初の見込みの350人というのは概算で組んだ数字だったのか、もしこれが実数に近い数字だったら審査を受けてない可能性もないのかなと思うんですが、そうではないのかですね。本来受けるべき人が受けてない可能性はないのかどうかっていうのはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

令和4年度の出生数っていうのが大体319人だったんですけれども、それで大体350人程度っていうことで当初予算を立てております。基本的にこの妊婦健康診査を受けていない方はいらっしゃるというふうに想定しております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

今の関連で子育て応援給付金というのが、1世帯収入について何かこう制限というのは別段設けてないんですね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

はい、収入の制限は設けておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

それではこれで質疑を終わります。

以上で、住民福祉部の審査を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、健康保険部の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

よろしく申し上げます。健康保険課所管分につきましてご説明いたします。まず長与町一般会計補正予算書（第8号）の6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正の中段、4款1項保健衛生費、新型コロナウイルス感染症対策事業は、予防接種委託料等の月遅れ請求が5年度内に支出を終わらない見込みのため承認をお願いするものです。

次に、一般会計補正予算書に関する説明書によりご説明いたします。まず歳入です。説明書の8、9ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の額が確定しましたので59万8,000円を減額計上しております。2目1節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金で1,908万円減額計上しております。2項2目3節老人福祉費補助金は、交付額が確定しましたので11万8,000円を減額計上しております。3目1節保健衛生費補助金は、疾病予防対策事業費等補助金、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫補助金で773万2,000円を減額計上しております。次のページをお開きください。

15款1項1目1節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金および後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定により、223万8,000円を減額計上しております。14、15ページをお開きください。20款4項1目1節後期高齢者医療受託事業収入は、健康診査の受診者増のため74万7,000円を増額計上しております。

次に歳出です。24、25ページをお開きください。3款1項5目27節繰出金の長与町国民健康保険特別会計繰出金ですが、保険基盤安定繰入金および財政安定化支援事業繰入金の額の確定、ならびに事務費等繰入金、および出産育児一時金繰入金等の見込額により、669万7,000円を減額計上しております。次のページをお開きください。3款3項3目12節委託料は、後期高齢者健康診査の受診者増のため67万6,000円を増額計上。18節負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療療養給付費負担金の額の確定により1,126万9,000円を減額計上。27節繰出金は、保険基盤安定繰入金の額の確定により163万2,000円を減額計上いたしております。4款1項1目10節、消耗品費は不用額見込みを30万円減額計上。12節委託料は、ウォーキングイベントを自前で開催しましたため280万円を減額計上しております。2目感染症予防費をご覧ください。当課所管分は、7節報償費から11節役務費の全て、12節の一番上の予防接種委託料のうち1,096万5,000円の減額。次の風疹抗体検査・予防接種委託料から次のページの22節償還金、利子及び割引料の全てです。内容は、新型コロナウイルスワクチン接種、風疹抗体検査、予防接種の見込み減によるもの。過年度の

国庫負担金、補助金の返還金等です。4目健康増進費12節委託料は、がん検診をはじめ各種検診の受診者が見込みより増加したため、44万3,000円を増額計上しております。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。歳入の8、9ページ、ここから始めますが、質疑はありませんか。では次10、11ページ、ここは中段辺りですね。では戻っても構いませんので、進めていきます。14、15ページ、質疑はありませんか。よろしいですかね。では歳出の方に移ります。24、25ページ。いいですか。では次26、27ページ、老人福祉費と下段の方の衛生費の方に含まれます。質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと理解を深める意味で質問いたします。3款3項3目後期高齢者医療費の中の、後期高齢者医療療養給付費負担金、数が確定して減額と。高齢者がどんどん増えているんですけども、数が少ないというのはちょっとあれだったんですけども、何名ぐらいというのはわかりますかね。何名じゃないんですかね、この負担金というのは。この数とものをちょっと。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

後期高齢者医療療養給付費負担金っていうのが、後期高齢者医療の療養給付費、医療費ですね、のかかった総額の12分の1を市町が負担することになっています。で、当初予算計上しておりまして、それが後期高齢者医療が概算で出している値ではあるんですけども、それが確定したことによって減額となっております。ですので、当初想定していたよりもかからなかったということで減額となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

26、27ページの4款1項2目12節の風疹抗体検査・予防接種委託料ですが、これは男性の予防接種不徹底世代への追加的対策の分ということでよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

おっしゃられるように昭和37年から54年生まれの方に対する風疹抗体検査と接種の費用です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これが令和元年でしたかね、追加的対策が始まってから対象者にクーポンとか送られて、徹底しようというのは分かるんですが、実際のところやっぱり多分男性の方っていうのは必要性っていうのがなかなか感じにくいのか、全国的に実際にそれを受ける人っていうのは少ないみたいなんです。今のところ本町で対象者に、その世代の対象者、言ってみればそのクーポン等送った対象者のうち、何%ぐらいの人が受けたかというのわかりますでしょうか。あと、今後まだそういう受けていない方に、今後もそういう個別の送付のような何か案内をされるのでしょうか。今後のちょっともし予定があればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

昭和37年から54年生まれの男性の方で事業の対象になる方が4,500名ほどいらっしゃるしまして、令和元年度から始まりまして、令和元年度が抗体検査実施者が698名、令和2年が756名、令和3年が266名、令和4年が104名、令和5年が11月末現在なんですけど45名ということで、年々対象の検査をする方は少なくなっております。毎年年度初めにまだ抗体検査を受けてない方にははがきで通知勧奨いたしまして、検査のクーポン券を再発行希望者の方には随時お送りするようしておりますけれども、年々少なくなっているような状況です。今のところ対象者が実施したのが1,874人で41.2%の方が一応抗体検査を今のところしているというふうになっております。この制度自体が一応令和6年度が最終年度となっております、令和6年度も対象の方にはご案内をするようにはしておりますけれども、あまりちょっと人数が見込めないかなということで5年度も減額しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

29ページ、今の22節の償還金ですが、もう一度すみません、その返還金の理由を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

令和4年度にコロナワクチンの接種を実施した際に国から交付を受けていた補助金が、実際は予定よりも執行が少なかったために過年度分の返還金として令和5年度に返還す

る額です。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

コロナワクチンをだんだん打たなくなる人が全国的な傾向として、いろんな考え方はあるんでしょうけども、そういう傾向で打たない人がいっぱい出てくるということについては、どういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

当初見込んだ人数よりも少なかったということで今回も減額をしております。この接種が65歳以上の方は努力接種ってということで義務がありますけれども、それ以外の年齢の方は任意というか希望者ということで、皆さまには一応接種の機会があるということとをずっと広報やホームページなどで周知しておりますので、接種を希望される方は受けられる体制ではあったかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

長与町として接種は奨励するんですか、しないんですか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

奨励をするということではないんですけども、希望される方は受けられる体制をつくっていくというふうにしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで健康保険部の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

それでは引き続き、議案第19号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第19号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,731万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を43億5,072万2,000円とするものです。

それでは、詳細につきまして補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳

入です。6、7ページをお開きください。3款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費の増額見込みにより普通交付金を増額計上いたしております。4款1項1目利子及び配当金は、財政調整基金の利子です。5款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、財政安定化支援事業の確定および事務費等繰入金、出産育児一時金繰入金等の見込額によるものです。8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーの保険証利用申し込みの支援事業に対する国庫補助金です。

次に歳出です。10、11ページをお開きください。1款総務費は財源組替です。2款1項1目一般被保険者療養給付費は、被保険者の診療に係る費用額の増加により増額計上しております。4項1目出産育児一時金は、出産見込み数の減により減額計上しております。3款1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金分と、その下の3項介護納付金分は財源組替です。次のページをお開きください。5款1項1目財政調整基金積立金は、令和4年度の決算剰余金と預金利子を財政調整基金へ積み立てるものです。8款予備費につきましては、収支の調整です。以上が補正予算の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。量的に多くありませんので、歳入歳出で分けて質疑を行います。まず歳入で質疑はありませんか。説明書の6、7ページ、いいですか。それでは歳出、10、11ページ、13ページまで含めて質疑はありませんか。いいですか。最後に、歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、議案第20号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第20号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ724万1,000円を追加しまして、補正後の総額を6億3,975万6,000円とするものです。それでは詳細につきまして、補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。6、7ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料は、当初見込みより増額した分を計上しております。3款1項2目保険基盤安定繰入金は額の確定によるもので、減額計上しております。

次に歳出です。10、11ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増額と保険基盤安定負担金の確定により歳入と同額を計上しております。以上が補正予算の内容です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。質疑に入ります。まず、6、7ページの歳入の方から入ってきます。質疑はありませんか。いいですか。それでは歳出、10、11ページ。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で20号の審査を終わります。健康保険部の皆さまありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第21号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

それでは、議案第21号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を31億3,617万4,000円とするものでございます。内容につきましては補正予算に関する説明書によりご説明いたします。説明書の6、7ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございますが、6款1項1目1節利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。10、11ページをお開きください。4款1項1目介護給付費準備基金積立金720万9,000円は基金への積立金で、内訳といたしましては介護保険保険者努力支援交付金719万9,000円および基金利子1万652円でございます。6款1項2目22節償還金、利子及び割引料4万7,000円は、過年度地域支援事業国庫交付金の再確定に伴う返還金でございます。7款1項1目28節予備費につきましては、収支の調整のため減額するものでございます。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。あまり量的に多くないので、歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

12月に報道された介護保険料の徴収ミスの件ですね、課長には以前お話しして、実際に本町でも何件かあるということで対応するということでしたが、これは今回何か予備費を使って支出したとか、何かそういうこれには出てないんですかね。今どういう状況なのかっていうのと、あともうちょっと概要をせつかなので説明していただければと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

委員がおっしゃった徴収ミスというのは介護保険の2カ年さかのぼって賦課をかけるというものなんですけども、その2カ年を超えて賦課を変更してしまったっていうので取り過ぎている方がいらっしゃるというものになります。そちらに関して、取り過ぎている方っていうのの抽出というのは現在完了してるんですけども、要綱を整えてこれから返還の方に進めていく予定です。今回の予算の方には反映しておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、21号の審査を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

それでは、議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）の議会事務局の方を始めたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

それでは、令和5年度一般会計補正予算（第8号）につきまして、議事課所管分の説明をいたします。今回の補正につきましては、全て減額の補正でございます。歳入はございません。予算に関する説明書の20、21ページをお願いいたします。歳出の1款1項1目議会費でございます。1節報酬の議員報酬および3節職員手当等の議員期末手当につきましては、主に議員16名の予算に対しまして15名の執行となったことによる1名分の減額となります。8節旅費の費用弁償は、所管事務調査や定例会等に係る分につきまして実績に基づき減額をいたしております。同じく旅費の会計年度任用職員通勤手当につきましては、5年度に雇入れを行いました会計年度任用職員につきましては通勤手当の対象となりませんでしたので、減額いたしております。説明は以上です。ご審査方よろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

会計年度任用職員の通勤手当が、令和5年度採用された方は対象にならなかったということ、これはもう少し詳しく。距離、徒歩なのでってということなのか、どういった理由なのか。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

対象とならなかった分につきましては、徒歩通勤対象者の方の雇用ということで減額させていただきます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）の件の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の委員会はこれで閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 11時50分）